

令和7年度 篠山小中学校組合教育基本方針

篠山小中学校組合教育委員会は、主役は住民の精神のもとに、美しい郷土の自然をまもり、「ともに彩（いろどり）を育むまち」をめざして、次の事項を基本方針として教育行政の推進に努めます。

1. 学校、家庭、地域が「めざす子ども像」を共有し、連携・協働して、地域に愛着を持ち、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。
2. 学習指導要領の内容を踏まえた学校教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や家庭との連携により、子どもたちの確かな学力の定着と向上を図ります。また、1人1台端末を効果的に活用した学習等ICT教育の更なる充実や、STEAM教育等の教科等横断的な学習の充実、英語力の着実な育成を図り、持続可能な未来を担う人材の育成に努めます。
3. 各種研修の充実を図り、教職員一人ひとりの専門的知識と資質・能力の向上を図ります。また、長時間勤務の是正に向けて、研修・会議等のオンライン化や適切なICTの活用を生かした業務の効率化、地域との連携等による部活動改革など、働き方改革を一層推進するとともに、働きがいのある職場づくりに努めます。
4. あらゆる差別、偏見を解消するために、人権・同和教育を推進するとともに、いじめや不登校等の未然防止や早期発見、速やかな解決のために、学校を支援する体制の充実を図ります。また、福祉・医療・警察等関係機関と連携して、子どもたちの健全育成に取り組めます。
5. 障がいのある子どもたちが安心して学ぶことができるよう、学校や家庭、関係機関等が連携し、早い段階からの切れ目ない支援体制を整え、一人ひとりの教育的ニーズや発達段階等を考慮した特別支援教育の充実を図ります。
6. 住民に優れた文化に接する機会を提供するとともに、文化活動の支援や文化の振興・交流促進を図り、地域文化の次世代への継承を推進します。また、文化財の活用と保護に積極的に取り組み、町民の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを醸成します。
7. 町民の学習活動を促進するため、学習要望の把握や学習情報・機会の提供・充実を図ります。また、公民館などの社会教育施設の機能強化を図り、地域を担う人材の育成に努めます。
8. 町民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しめる環境を整備し、生きがいや感動を体感することができるスポーツ活動の振興に努めます。